



お知らせ

鈴鹿市人口減少対策会議の傍聴ができます

総合政策課 ☎ 382-9038 ☎ 382-9040

とき 12月23日(火)13時から

ところ 市役所本館6階 庁議室

内容 人口減少対策に係る

意見聴取など

定員 10人(希望者多数の場合は抽選)

申込み 当日12時30分から12時55分まで、会場で受け付け

償却資産の申告をお忘れなく

資産税課 ☎ 382-9007 ☎ 382-7604

固定資産税は、土地や家屋だけでなく事業用の償却資産に対しても課税されます。主に、法人税や所得税の必要経費に算入している減価償却資産が申告対象になりますので、該当する資産をお持ちの方は、令和8年1月1日現在の資産の所有状況を2月2日(月)までに申告する義務があります。
※12月初旬に令和8年度用の償却資産申告書を発送しましたので、対象の方で申告書が届いていない場合は、資産税課へご連絡ください。

すずっこ子育てアプリに 地域子育て情報の掲載開始

こども政策課 ☎ 382-7661 ☎ 382-9054

子育て応援サイトきら鈴で発信していた子育て支援センターやつどいの広場などのイベント情報が、「すずっこ子育てアプリ」へ移行してさらに見やすくなり、親子でのお出かけ情報の収集がこれまで以上に便利になりました。詳しくは市ウェブサイト(ページ番号1015875)をご覧ください。

市ウェブサイト
地域の子育て情報



年末年始清掃センターへの 搬入経路のお願い

清掃センター ☎ 372-1646 ☎ 372-1406

清掃センター周辺道路の渋滞緩和のため、年末年始にごみを搬入される場合は東側から来場するようお願いします。

期間 12月25日(木)~30日(火)、
1月5日(月)

※12月31日(水)から1月4日(日)まで

休業しますのでご注意ください。

母子父子寡婦 福祉資金貸付相談

こども政策課 ☎ 382-7661 ☎ 382-9054

高校、大学、専修学校などに在学または進学しようとする子をもつ母子家庭の母、父子家庭の父などを対象に修学資金の貸付相談を行っています。

対 象 母子家庭の母、父子家庭の父および父母のいない児童を養育する方

ところ こども政策課

貸付限度額 月額(いずれも自宅通学の場合)

| | 国公立 | 私立 |
|----------|----------|-----------|
| 高等学校 | 2万7,000円 | 4万5,000円 |
| 高等専門学校 | 3万1,500円 | 4万8,000円 |
| 短期大学 | 6万7,500円 | 9万3,500円 |
| 大学 | 7万1,000円 | 10万8,500円 |
| 専修学校高等課程 | 2万7,000円 | 4万5,000円 |
| 専修学校専門課程 | 6万7,500円 | 8万9,000円 |
| 専修学校一般課程 | | 5万4,000円 |
| 大学院修士課程 | | 13万2,000円 |
| 大学院博士課程 | | 18万3,000円 |

貸付利率 無利子

貸付期間 就学期間中

償還期間 卒業後6ヶ月を据え置き、その後10年以内(専修学校一般課程は5年以内)

申込み 個別相談に応じますので、事前に電話で来庁日時をこども政策課へ

上下水道事業の業務状況

経理課 ☎ 368-1664 ☎ 368-1688

◆水道事業の業務状況

業務の概況

9月30日現在、給水戸数は9万282戸です。また、上半期の総配水量は1,158万4,385m³、1日平均配水量は6万3,303m³で、総配水量は、昨年度の上半期に比べると2.43%減少しています。

工事請負費の執行状況

- 開発工事に伴う配水管布設工事など 4,430万円
- 水道更新事業に伴う配水管布設工事など 8,456万円

●令和7年度予算の執行状況(令和7年9月30日現在)

| 区分 | 予算現額 | 執行額 |
|-------|------------|------------|
| 収益的収入 | 45億5,961万円 | 22億6,782万円 |
| 収益的支出 | 42億3,066万円 | 16億6,001万円 |
| 資本的収入 | 9億3,489万円 | 8,509万円 |
| 資本的支出 | 31億5,809万円 | 6億5,489万円 |

●令和6年度水道事業損益計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

| 借方 | 貸方 |
|--------|------------|
| 営業費用 | 36億2,317万円 |
| 営業外費用 | 1億5,656万円 |
| 特別損失 | 338万円 |
| 当年度純利益 | 5億211万円 |
| 計 | 42億8,522万円 |
| | |
| 営業収益 | 36億3,840万円 |
| 営業外収益 | 6億4,620万円 |
| 特別利益 | 62万円 |
| 計 | 42億8,522万円 |

●令和6年度決算状況(令和7年3月31日現在)

| 区分 | 予算現額 | 決算額 |
|-------|------------|------------|
| 収益的収入 | 45億7,075万円 | 46億5,688万円 |
| 収益的支出 | 43億1,144万円 | 40億3,794万円 |
| 資本的収入 | 10億9,336万円 | 6億2,404万円 |
| 資本的支出 | 87億8,142万円 | 26億7,690万円 |

●令和6年度下水道事業貸借対照表(令和7年3月31日現在)

| 借方 | 貸方 |
|------|-------------|
| 固定資産 | 441億1,164万円 |
| 流動資産 | 44億8,070万円 |
| － | － |
| － | － |
| 計 | 485億9,234万円 |
| | |
| 固定負債 | 114億3,690万円 |
| 流動負債 | 15億7,974万円 |
| 繰延収益 | 123億6,147万円 |
| 資本金 | 220億3,363万円 |
| 剰余金 | 11億8,060万円 |
| 計 | 485億9,234万円 |

●令和6年度下水道事業損益計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

| 借方 | 貸方 |
|--------|------------|
| 営業費用 | 48億5,759万円 |
| 営業外費用 | 6億6,321万円 |
| 特別損失 | 63万円 |
| 当年度純利益 | 3億2,906万円 |
| 計 | 58億5,049万円 |
| | |
| 営業収益 | 41億7,274万円 |
| 営業外収益 | 16億6,206万円 |
| 特別利益 | 1,569万円 |
| 計 | 58億5,049万円 |

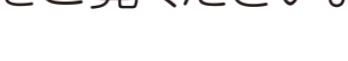
●令和6年度決算状況(令和7年3月31日現在)

| 区分 | 予算現額 | 決算額 |
|-------|------------|------------|
| 収益的収入 | 61億3,442万円 | 61億2,429万円 |
| 収益的支出 | 58億1,946万円 | 56億4,678万円 |
| 資本的収入 | 58億5,779万円 | 37億3,672万円 |
| 資本的支出 | 80億3,740万円 | 59億8,289万円 |

●令和6年度下水道事業貸借対照表(令和7年3月31日現在)

| 借方 | 貸方 |
|------|-------------|
| 固定資産 | 949億881万円 |
| 流動資産 | 27億4,983万円 |
| － | － |
| － | － |
| 計 | 976億5,864万円 |
| | |
| 固定負債 | 393億2,173万円 |
| 流動負債 | 45億968万円 |
| 繰延収益 | 389億3,818万円 |
| 資本金 | 133億4,045万円 |
| 剰余金 | 15億4,860万円 |
| 計 | 976億5,864万円 |

市ウェブサイト



※詳しくは、市ウェブサイト
(ページ番号1013083)をご覧ください。

農業委員・農地利用最適化 推進委員の募集

農業委員会事務局
📞382-9018 📲382-7610

対象 原則市内在住で、農業に関する識見があり、農業委員会の職務を適切に行える方で、次のいずれにも該当しない方

- 法令により兼職が禁止されている方
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

任期

○農業委員 令和8年7月20日(月・祝)～令和11年7月19日(木)

○農地利用最適化推進委員 委嘱日～令和11年7月19日(木)

定員 農業委員19人、農地利用最適化推進委員25人

※兼任はできません。

※応募者多数の場合は、候補者検討会議などで選定します。

報酬 条例に基づき支給
申込み 1月6日(火)から2月6日(金)まで(必着)に、各申込用紙に必要事項を記入し、直接または郵送で農業委員会事務局(〒513-8701 住所不要)へ

※申込用紙は、農業委員会事務局、地区市民センターまたは市ウェブサイト(ページ番号1012164)で入手できます。

西部地域C-BUS(椿・平田線) 一部バス停の一時休止

都市計画課 ☎382-9024 📲384-3938

年末年始、イオンモール鈴鹿駐車場内の混雑などによるバスの遅延を防ぐため、西部地域C-BUS(椿・平田線のみ)の「③イオンモール鈴鹿」バス停を休止します。

休止期間中、イオンモール鈴鹿へは「④庄野共進」バス停をご利用ください。

※南部地域C-BUS(白子・平田線、太陽の街・平田線)は、通常運行です。

期間 12月23日(火)～1月7日(水)

問合せ 都市計画課、三重交通(株)中勢営業所(☎059-233-3501)

雪道走行は冬用装備で

道路保全課 ☎382-8421 📲382-7612

ノーマルタイヤでの雪道走行は、事故の危険性が高まるだけでなく、立往生による深刻な通行障害を引き起こす場合があります。積雪時は、幹線道路を中心に融雪剤散布などの対策を行いますが、散布後でもノーマルタイヤでの通行は大変危険です。

タイヤチェーンや冬用タイヤを装備し、安全・安心な走行を心掛けてください。

問合せ 納税課、鈴鹿建設事務所保全室(☎382-8691)

納税の休日窓口と納税・ 国民健康保険料の夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📲382-7660

保険年金課 ☎382-9290 📲382-9455

ところ 紳士課

内容 市税・国民健康保険料の納付、納付相談、口座振替の手続きなど

◆休日窓口(市税)

とき 12月21日(日)9時～12時

◆夜間窓口(市税・保険料)

とき 12月25日(木)17時15分～19時

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

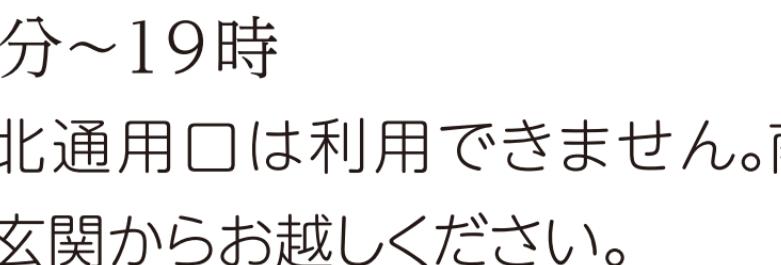
※夜間窓口で19時から20時までの時間帯に納付相談を希望する方は、事前にご連絡ください。

12月の納税・納付

○固定資産税・都市計画税…3期

○国民健康保険料…6期

【納期限は12月25日(木)です】



令和8年度(令和7年所得分)から適用される主な税制改正

市民税課 ☎ 382-9446 ☎ 382-7604

物価上昇局面における税負担の調整と就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引上げや大学生年代の子等に係る新たな所得控除の創設などが行われます。

◆給与所得控除の見直し

○給与所得控除の最低保障額が65万円(改正前55万円)となります。

○給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません)。

◆扶養親族等の所得要件の引き上げ

扶養控除等の適用を受ける場合の扶養親族等の所得要件が10万円引き上げられます(収入金額ではありません)。

| 区分 | 所得要件※1 ()内は、収入が給与だけの場合の収入金額 | |
|---------------|---------------------------------|-----------------|
| | 改正前 | 改正後 |
| 扶養親族 | 48万円以下(103万円以下) | 58万円以下(123万円以下) |
| 同生計配偶者 | | |
| ひとり親の生計を一にする子 | 75万円以下(130万円以下) | 85万円以下(150万円以下) |
| 勤労学生 | | |

※1合計所得金額の要件です。ただし、ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額です。

◆大学生年代の子等に係る新たな所得控除(特定親族特別控除)の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に、所得控除の適用を受けられる仕組みができます。

| 特定親族の合計所得金額 ()内は、収入が給与だけの場合の収入金額 | | 納稅義務者の 特定親族特別 控除額 |
|--------------------------------------|--------------|-------------------------|
| 超 | 以下 | |
| 58万円(123万円) | 95万円(160万円) | 45万円 |
| 95万円(160万円) | 100万円(165万円) | 41万円 |
| 100万円(165万円) | 105万円(170万円) | 31万円 |
| 105万円(170万円) | 110万円(175万円) | 21万円 |
| 110万円(175万円) | 115万円(180万円) | 11万円 |
| 115万円(180万円) | 120万円(185万円) | 6万円 |
| 120万円(185万円) | 123万円(188万円) | 3万円 |

※事前申込が必要
※レース開催日・特定日を除く
※翌月の同日まで。翌月に同日が存在しない場合は、その翌日

※内容は予告なく変更される場合がございます。

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、令和7年度広告代理店の株式会社ウイット(☎ 072-668-3275)へ

事業主の方は 給与支払報告書の提出を

市民税課 ☎ 382-9446 ☎ 382-7604

給与所得者の個人住民税(個人市民税と個人県民税)は、法令により、事業主が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わって市に納入することが定められています。

令和8年度(令和7年分)の給与支払報告書の総括表を11月下旬に送付しましたので、令和8年度(令和7年分)の給与支払報告書と併せて2月2日(月)までに提出ください。

※提出時期の窓口は大変混み合いますので、郵送またはeLTAXでの提出にご協力ください。

対象 パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含む全ての従業員の方

※新たに就職転職された従業員の方も、届出により特別徴収に切り替えることができます。

※退職者と次の理由に該当する場合は、普通徴収(個人納付)とすることができます。

普通徴収できる場合

○乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

○給与が支給されない月がある

○全従業員が事業専従者のみ

○5月末までに退職予定の方

※上記の理由により普通徴収とする場合は、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書を提出してください。

◆便利な「eLTAX」

eLTAXを利用すると、郵送料などが不要で、次のようなメリットがあります。

○給与支払報告書などのウェブ提出ができます。

○複数の地方公共団体に対する手続きを、1回のデータ送信でできます。

○チェック機能がありますので、入力誤りや計算誤りを防止できます。

※eLTAXの詳細は、地方税共同機構ウェブサイトをご覧ください。

地方税共同機構
ウェブサイト



◆eLTAXなどによる提出義務基準が変わります

令和9年1月以後に提出する給与支払報告書は、eLTAXまたは光ディスクによる提出義務基準が100枚以上から30枚以上へと引き下げになります。該当する事業主の方はご準備ください。

鈴鹿税務署での所得税などの 申告相談とe-Tax

市民税課 ☎382-9446 ☎382-7604

1月5日(月)から2月9日(月)までの鈴鹿税務署での申告相談は、完全予約制のため電話またはLINEによる事前予約が必要です。

- ※予約枠には限りがあります。
- ※当日受付枠はありません。
- ※原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで行います。
- ※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、パスワードの有効期限の確認をお願いします。
- ・署名用電子証明書(英数字6~16文字)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ※マイナンバーカードの有効期限が過ぎている場合やパスワードをお忘れの場合は、事前に市役所などで更新や再設定をしてください。

国税庁LINE
公式アカウント



◆スマートフォン・パソコンによる確定申告(e-Tax)

確定申告は、スマートフォン・パソコンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をご利用ください。国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税などの申告書の作成・送信ができます。

国税庁
ウェブサイト



市ウェブサイト
教育委員会活動
の点検・評価

教育総務課 ☎382-7617 ☎383-7878

令和6年度の教育委員会活動について実施した、点検・評価に関する報告書を公表しました。市ウェブサイト(ページ番号1003067)、総務課情報コーナー(市役所本館4階)、教育総務課(市役所本館11階)で閲覧できます。

市ウェブサイト
教育委員会活動
の点検・評価

教育委員会活動の点検・評価報告書を公表しました

教育総務課 ☎382-7617 ☎383-7878

令和6年度の教育委員会活動について実施した、点検・評価に関する報告書を公表しました。市ウェブサイト(ページ番号1003067)、総務課情報コーナー(市役所本館4階)、教育総務課(市役所本館11階)で閲覧できます。

市ウェブサイト
教育委員会活動
の点検・評価

